様式第１号（第４条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）

鳴門市長

空き家バンク登録申込書

申込者　　住所

氏名

電話番号

　鳴門市空き家バンク設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第４条第１項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込むものとし、登録内容は、空き家バンク登録カード（様式第２号）のとおりです。

なお、契約交渉については、次の方法を選択します。※いずれかの番号を○で囲んでください。

１．空き家登録者が媒介を依頼する場合、契約交渉に関する全てについて、市と協定を締結した公益財団法法人徳島県宅地建物取引業協会へ媒介を依頼します。上記登録カードの情報を当該宅地建物取引業者に提供することを承諾します。

２．契約交渉に関する全てについて、公益財団法法人徳島県宅地建物取引業協会へ媒介を依頼せず、空き家登録者と利用登録者の両者間で責任をもって行います。

注意事項

⑴　鳴門市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行うが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行わない。

⑵　公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会鳴門支部へ媒介を依頼した場合、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第４６条１項の規定に基づく額の範囲となる。

⑶　空き家登録者と利用登録者の両者間で交渉する場合、契約に関するトラブル等については、責任をもって当事者間で解決を行う。